

6. 利用者の手続き

①希望する物件を選択

ホームページをご覧になり、希望する物件がある場合は、その物件を担当する宅建業者に直接、連絡してください。

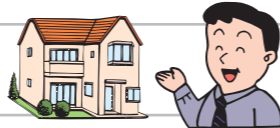


②物件見学

物件の見学を希望する場合は、その物件を担当する宅建業者が現地を案内します。物件の詳細、周辺の様子などをご確認ください。

③交渉・契約

その物件を担当する宅建業者の仲介により、交渉・契約を行ってください。



※ 詳しくは、弘前圏域空き家・空き地バンクホームページをご覧ください。申請に必要な様式など、ダウンロードできます。
<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/akiyabank-8/>



7. 全国版空き家・空き地バンク

全国版空き家・空き地バンクでも情報公開しています。

「LIFULL HOME'S 空き家バンク」 (運営会社：株式会社LIFULL)

< <https://www.homes.co.jp/akiyabank/> >



「アットホーム 空き家バンク」 (運営会社：アットホーム株式会社)

< <https://www.akiya-athome.jp/> >



— お知らせ — 空き家・空き地バンク協議会の会員である金融機関において、住宅ローンや解体に伴う金利優遇措置を実施しているところがあります。詳しくは、各金融機関にお問い合わせください。

— 注 意 事 項 —

1. 物件の仲介・契約は、弘前圏域空き家・空き地バンク協議会の宅建業者が行います。また、契約が成立した場合は、仲介手数料を担当宅建業者に支払う必要があります。
2. 弘前圏域8市町村は、空き家の売買・賃貸借等に関する交渉及び契約等については一切これに関与いたしません。

お問い合わせ

弘前市建築指導課

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1
TEL 0172-40-0522

藤崎町経営戦略課

〒038-3803 藤崎町大字西豊田一丁目1
TEL 0172-88-8236

田舎館村企画観光課

〒038-1113 田舎館村大字田舎館字中辻123-1
TEL 0172-58-2111

黒石市企画課

〒036-0396 黒石市大字市ノ町11-1
TEL 0172-52-2111

板柳町企画財政課

〒038-3692 板柳町大字板柳字土井239-3
TEL 0172-73-2111

西目屋村企画財政課

〒036-1492 西目屋村大字田代字神田57
TEL 0172-85-3080

平川市政策推進課

〒036-0104 平川市柏木町藤山25-6
TEL 0172-44-1111

大鰐町建設課

〒038-0292 大鰐町大字大鰐字羽黒館5-3
TEL 0172-55-6594

弘前圏域空き家・空き地バンク協議会事務局

〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1-1 弘前市役所 建設部 建築指導課
TEL 0172-40-0522 FAX 0172-38-5866 E-mail kenchikushidou@city.hirosaki.lg.jp

弘前圏域

空き家・空き地 バンク



黒石市



平川市



弘前市



板柳町



大鰐町



藤崎町



田舎館村



西目屋村

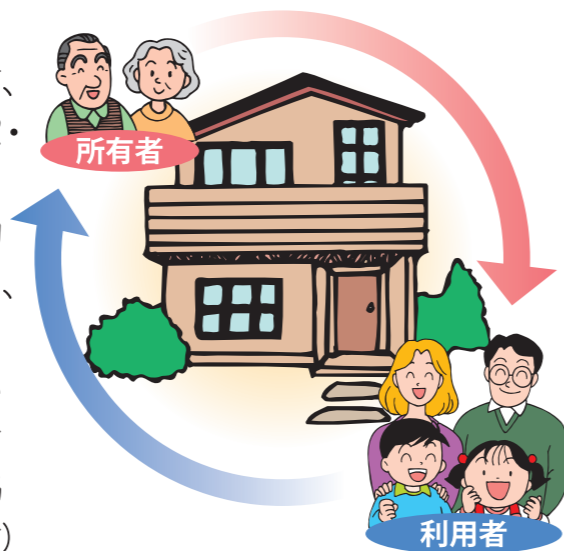
弘前圏域空き家・空き地バンク概要

1. 空き家・空き地バンクとは

弘前圏域内（弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村）の空き家・空き地の有効活用を目的に、空き家・空き地を売りたい又は空き家を貸したい所有者の方の物件を弘前圏域空き家・空き地バンクに登録し、ホームページにその情報を公開します。

その情報を見て、買いたい又は借りたいという移住・定住希望者又は利活用希望者と所有者との橋渡しを弘前圏域空き家・空き地バンク協議会（宅建業者・金融機関・弘前圏域8市町村）が行う制度です。

※令和6年度から物件の購入等希望者の利用者登録が不要になりました。



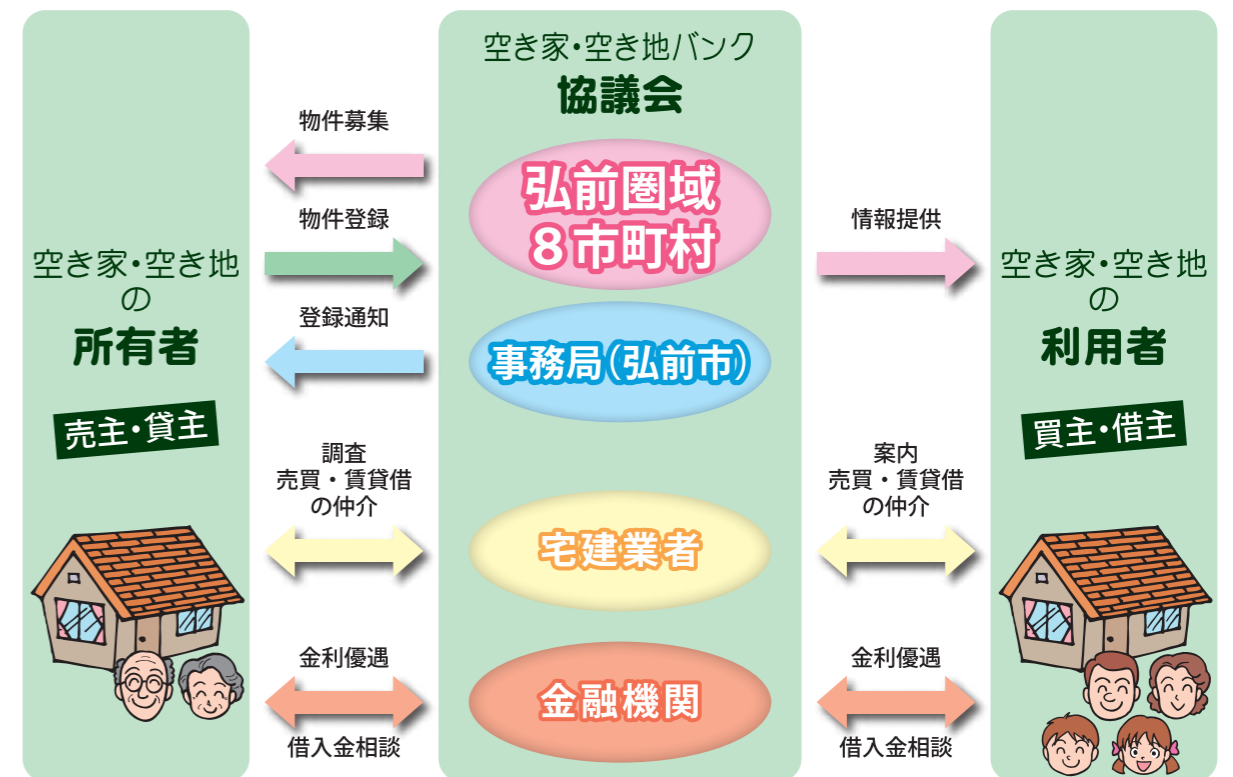
2. 登録できる物件

1. 弘前圏域内に所在する空き家・空き地であること
2. 建築物及び土地の所有者すべての承諾が得られている物件であること
3. 所有権以外の権利者の承諾が得られている物件であること（抵当権等が設定されていても、登録可能）
4. 空き家の場合、現に人が居住せず、かつ、現に人が使用していないもの又はこれと同様の状態にあること（長屋及び共同住宅を除く）
5. 空き地の場合、建築物が存しない農地以外の土地で、現に利用されていないこと
(宅地に転用可能な農地、または農地付き空き家は登録可能)

3. 物件を登録できる人

1. バンク登録できる物件の所有者等であること
2. 登録された物件を売買契約又は賃貸借契約が成立し、登録物件を引き渡すまで適正に管理できる方であること
3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団関係者でない方であること

4. 弘前圏域空き家・空き地バンクの仕組み



※空き家・空き地バンク協議会とは、公益社団法人青森県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会青森県本部、(株)青森銀行、(株)みちのく銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫及び弘前圏域8市町村で設立された、「弘前圏域空き家・空き地バンク」を運用する組織です。

5. 物件登録の手続き（空き家・空き地の所有者）

